

令和3年(行ウ)第5号 マスク着用義務不存在確認等請求事件

原告 福地裕行

被告 白糠町

準備書面

令和4年2月14日

釧路地方裁判所 御中

被告訴訟代理人弁護士

伊藤明日



同

篠島弘幸



上記当事者間の頭書事件について、被告は、次のとおり弁論を準備する。

第1 変更後の請求の趣旨に対する答弁 (原告準備書面(5)に対して)

(本案前の答弁)

- 1 本件訴えをいずれも却下する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする

(本案についての答弁)

- 1 原告の請求をいずれも棄却する

## 2 訴訟費用は原告の負担とする

### 第2 変更の理由に対する認否 (原告準備書面(5)に対して)

- 1 変更の理由一は認否の限りでない。
- 2 変更の理由二の1は認める。
- 3 変更の理由二の2については、令和3年12月24日付準備書面にて述べているとおり、被告は、令和2年3月3日の申し合わせは、全員協議会における事実上の申し合わせであり、令和2年7月5日に退席を命じた行為と再入場後に発言を許可しなかった行為を地方自治法129条1項に基づくものと主張しているものである。

原告は、令和2年3月3日の申し合わせについても、被告が、地方自治法129条1項に基づくものと主張しているかのように推測しているが、被告はそのような主張はしていない。

令和2年3月3日の「申し合わせ」は、「申し合わせ」という言葉のとおり、原告を含む議員全員が、全員協議会で話し合い、感染防止のための自主的な取り決めとして、マスクの着用、消毒液の設置、懇親会の中止について合意したものであり(乙2)、議会運営委員会や富田議長のみをその主体とするものでもなければ、処分に該当するものでもない。

- 4 変更の理由二の3は認否の限りではない。
- 5 変更の理由二の4は否認ないし争う。

### 第3 求釈明に対する回答 (原告準備書面(6)に対して)

#### 1 求釈明事項1に対して

これまで述べているとおり、被告は、令和2年3月3日の申し合わせは、全員協議会における事実上のものであると主張しており、議会運営委員会が決議したものであるとも、議会運営委員会の決議に法的強制力があるとも主張していない。

したがって、「議長が法的根拠のない議会運営委員会の決議に法的強制力があるとして、これに基づいて議長が処分を言い渡したことが違法である」との原告の主張に対する認否としては、「否認」となる。

この点は、答弁書の6頁でも明らかにしているとおりでである。

## 2 求釈明事項2に対して

①については、上記のとおり、地方自治法129条1項に基づく議長権限と主張している。

②については、行政事件訴訟法3条2項にいう「処分」に該当しうることとは否定はしない。但し、争訟性その他の訴訟要件を欠くことに変わりはなく、この点は結論を左右するものではない。

③については、原告の主張する「法的強制力」の意味する内容が必ずしも判然としないが、自力執行力のような法的強制力を指しているのであれば、被告は、そのような強制力があるとは主張していない。

但し、全員協議会における申し合わせは、上記のとおり、原告を含む議員が全員一致で確認した事項である。事実上のものとはいえ、原告も賛同している以上、他の議員は、原告も当該申し合わせを遵守するであろうことに合理的な期待を抱く。かかる合理的期待の存在は、議場の秩序を考える上での考慮要素となる。

④については、③のとおり、自力執行力のような法的強制力があると主張しているものではなく、処分性を肯定することにはならない。

⑤については、被告は双方の処分があったとは主張していない。

## 3 求釈明事項3に対して

被告は、上記2の③・④のいずれについても、肯定していない。

## 4 求釈明事項4に対して

繰り返しになるが、被告は、上記2の③・④のいずれも肯定しておらず、「合意」による法的強制力が生じているとの主張もしていない。

#### 第4 被告の主張

1 原告は、議会運営委員会または富田議長が、原告にマスク着用を義務づけたと主張しているが、上記のとおり、マスク着用は、原告を含む議員全員が、全員協議会で話し合い、感染防止のための自主的な取り決めとして合意したものである。

原告は、令和2年3月3日の全員協議会のみならず、令和2年11月6日の議員協議会にも、令和3年5月31日の議員協議会にも出席している（乙2，乙5，乙6）。

原告は、これらの協議会に出席したことを認めつつも、マスク着用等の感染対策をとることについては同意していないなどと主張しているが、令和2年3月に行われた定例会から令和3年6月に行われた定例会まで、原告が一貫してマスクを着用していたことや、令和2年12月の定例会では、原告自身が、「危ないからマスクつけたままで。」と、発言時にもマスクを取らない旨を明言していたことは、原告も認めているとおりであり、原告を含む議員全員が、機会ある毎に感染対策について協議・確認し合い、1年以上にわたって、全員マスクを着用して議会に出席していたことは紛れもない事実である。

2 その上で、被告は、マスクを着用することが法的義務であると主張しているものではない。また、原告がマスク着用義務に違反したために、富田議長が原告に退席を求めたり、原告の発言を許可しなかったと主張しているものでもない。

被告が問題としているのは、原告が、1年以上にわたって全議員で協議・確認し合い、遵守してきたマスク着用という感染対策について、見直しを求めたり、協議・検討の場を設けることを提案することもないまま、令和3年7月5日の臨時会にて、突如、従前の経過を一切無視して、「マスク不着用の行動表現」をとったことである。

座席の配置変更やアクリル板の設置、フェースシールドの準備など、マスク不着用を前提とした感染防止対策がとられていない中で、原告が、突如、従前

の経過を無視してマスク不着用の行動表現をとったため、同日の臨時会は、開始直後から混乱が生じ、安全かつ円滑に議事を行うことが不可能となった。

そのために、富田議長は、議場の秩序を維持するため、地方自治法129条1項に基づいて、原告に対し退席を命じたものである。

なお原告は、準備書面(1)にて「一旦は強制的に退場させられた」旨主張しているが、白糠町議会臨時会会議録(乙8)のとおり、原告は、富田議長から退席命令を受けた後も退席はしておらず、その後、一般会計の補正予算について企画総務部長が議案説明をしている途中で、自らの意思で議場を退席したものである。

そして、原告は、議場に戻った際には、口元部分を四角く切り取ったマスクを着用した上で、「マスクしてるぞ」、「何で認めないの。マスクだよこれ。」、「穴空いている大きさが違うだけで、マスクはマスクだ。」などと発言した(乙8)。

この点について原告は、マスクの種類性質等について具体的な定めはないとして、原告が着用した穴の空いたマスクに何ら問題がないかのように主張しているが、折出議会運営委員長や富田議長から、飛沫を飛ばさない対策(マスクやフェースシールドの着用)を要請されていたにもかかわらず、わざわざ中央部分を切り取り、飛沫対策には全く無意味なマスクを着用して、議場にて発言する行為は、議会を挑発し、愚弄するものと受け止められても仕方がない行為である上、周囲の他の議員の健康にも不安を与えるものであるから、議場の秩序を乱すものとして、富田議長が、原告の発言を許可しなかったことは当然である。

なお、原告は、準備書面(4)の1頁にて、手指の消毒をしないで会議に出席していたとも主張しているが、事実であるならば極めて遺憾であり、今後は、感染防止対策を徹底した上で、議場に入場することを要請する。

3 さらに、原告は、準備書面(2)にて、「3月処分及び7月処分が撤回されないことにより、その後の議員活動、特に、議会に出席し、発言等を行う議員と

しての本質的な活動が阻害されている」と述べ、「原告の権利と利益の侵害が継続する状態を排除するためであるから、訴の利益がある」と主張している。

しかし、令和3年9月に行われた令和3年第3回定例会、令和3年12月に行われた令和3年第4回定例会のいずれも、原告は、マスクを着用せずに出席し、発言を行っているのであって、仮に、被告が答弁書で指摘した処分性、争訟性、出訴期間の点が全てクリアされた場合であっても、本件については、訴えの利益がないことは明らかである。

以上から、原告の訴えは、速やかに却下されるべきである。

以 上